

第1回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月21日（火）午後2時00分から午後3時42分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（23名）

会長	23番	中村 富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	佐藤 雅典
	2番	長谷川 旭
	3番	佐渡 孝徳
	4番	川島 秀樹
	5番	山口 和裕
	6番	遠藤 貴之
	7番	小林 信也
	8番	渡邊 ひろ子
	9番	小野寺 和也
	10番	土井 幸司
	11番	松田 琢宏
	12番	山口 真也
	13番	酒井 はやみ
	14番	松岡 賜徳
	15番	齊藤 修
	16番	和田 智
	17番	萬谷 司
	18番	佐藤 勝則
	19番	井村 哲也
	20番	平譚 健一
	21番	佐藤 悦啓

4 議事日程

開会宣言及び開会挨拶

臨時議長の指名

委員の紹介

職員の紹介

1) 仮議席の指定

2) 会長の互選

3) 会長職務代理者の互選

4) 議席の決定

議事録署名委員の指名

5) 部会の設置

6) 広報特別委員会の設置

7) 一般社団法人北海道農業会議普通会员の決定

8) 担当地区割

9) 現地調査の輪番制

5 農業委員会事務局職員

事務局長	北原 正喜
農地振興係長	今城 和智
忠類支局農地振興係長	山田 慎一
農地振興係主査	柴谷 隆次
忠類支局農地振興係主任	川瀬 康彦
農地振興係主事補	村岡 倅

6 会議の概要

事務局長	本日は、農業委員の任命後、最初の農業委員会総会であります。農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、本日の総会は、町長が招集しております。ここで、飯田町長から総会成立の報告を含め、挨拶をいただきます。
町長	皆さん、大変お疲れ様でございます。本日は非常に暑い日となり、すでに小麦の収穫が始まっている非常にお忙しい中、本日の総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 本総会は農業委員、農業委員数23名全員の出席をいただいておりますことから、法第27条第3項の規定により過半数に達しており、総会が成立することを報告させていただきます。 続きまして、一言お礼を申し上げたいと思います。ここにいる23名の委員の皆さんは、第2回町議会定例会に提案をさせていただき、議会最終日に全員が1票の反対もなく、全会一致で任命の同意をいただいたところであります。それだけ皆さんへの期待が大きいのだと感じております。農業委員会の仕事は、農業者の大切な財産である農地を扱う訳でありますから、責任も重いのかと思います。今回、10名の方が初めて農業委員会委員になられたということであります。先日の反省会やお別れ会の際には、1期ではわかったかわからないいううちにやめてしまうという、そんな反省の声もありました。ぜひ今回選ばれた10名の皆さんには、地域からの推薦もあるかと思いますが、最低でも2期、3期と継続して務めていただき、幕別町農業の発展に寄与していただければ大変ありがたいと考えております。これから案件によっては、勉強が必要になることもあるかと思いますが、本町の農業生産額は320億円程度、経済波及効果については8倍程度、つまり2,500億円程度の影響があつて、農業が様々な業種に及んでいるということを考えますと、私としても農業振興を基幹産業としてしっかりと取り組んでいかなければならないと改めて感じているところです。その中の農地行政について、重要な役割を皆さんに担っていただくこととなりますので、3年間の任期中、それぞれの任務・職責を全うしていただきますことをお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。
事務局長	飯田町長におかれましては、このあと公務のため、ここで退席させていただきます。 (町長退席)
事務局長	諸般の報告をいたします。諸般の報告はございません。

事務局長	それでは、臨時議長の指名を行います。臨時議長が決まるまでの間、私が進めさせていただきます。臨時議長につきましては、慣例に従い、地方自治法第107条「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。」という規定を準用いたしまして、年長委員に臨時議長を務めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。 【全員異議なし】
事務局長	異議がないようですので、臨時議長には年長委員とすることに決定いたします。それでは、佐藤悦啓委員に臨時議長をお願いいたします。佐藤悦啓委員、議長席へ移動願います。
臨時議長	それでは最初に、本総会は任命後、初めての総会となりますので、委員の皆さんに自己紹介をお願いしたいと思います。今座られている仮座席2番の席から順次、住所・氏名等をお願いいたします。 【2番から23番まで自己紹介】
臨時議長 事務局長	次に、職員の紹介を事務局長よりお願いいたします。 【事務局長から職員紹介】
臨時議長	次に、日程第1「仮議席の指定」について議題といたします。 仮議席の指定であります、仮議席は、ただいま着席されております議席を指定したいと思いますがいかがですが、異議ございませんか。 【全員異議なし】
臨時議長	異議がないようですので、このように決定します。
臨時議長	次に、日程第2「会長の互選」について議題といたします。 農業委員会等に関する法律第5条第2項及び幕別町農業委員会規則第2条第1項の規定により、会長の選挙を行います。会長の選挙は、投票と指名推薦による方法がありますが、どの方法で選出したらよいか、お諮りいたします。会長はどの方法によって選出いたしますか。
4番	選考委員を選んで指名推薦ではどうでしょうか。

臨時議長	ただ今、選考委員を選んでの指名推薦の方法でという意見が出されました。異議ございませんか。 【全員異議なし】
臨時議長	異議なしと認め、会長の選挙は選考委員を選んでの指名推薦によることに決定いたしました。それでは、選考委員の選出はどのような方法がよろしいでしょうか。
4 番	慣例・前例はどのような方法が取られていましたか。
臨時議長	事務局から説明願います。
事務局長	前例であります、中央幕別、西幕別、南幕別、忠類の4ブロックに分かれて協議していただき、各ブロックから2人ずつの選考委員を出していただきました。これら4ブロックから選出された8人と中立委員1人の合計9人で選考委員会を開催いたしました。
臨時議長	ただ今、事務局より前例の説明があり、中央幕別・西幕別・南幕別・忠類の4ブロックに分かれて協議をし、それぞれの地区から選考委員を2人ずつ選出した8人に中立委員1人を加えた9人による選考委員会を開催したということでもあります。つきましては、今回も同様の方法とするということで、意義ありませんか。 【全員異議なし】
臨時議長	異議がないようですので、そのような選考の方法といたします。各ブロックの協議場所を事務局から説明願います。
事務局長	それでは、中央幕別の松本委員・佐渡委員・小林委員・佐藤勝則委員・平譚委員は、この会場の窓側で、西幕別の中村委員・山口和裕委員・松田委員・土井委員・井村委員・山口真也委員は、この会場の廊下側で、南幕別の佐藤悦啓委員・佐藤雅典委員・松岡委員・和田委員は、この部屋の南側にあります議員控室の窓側で、忠類の渡邊委員・遠藤委員・長谷川委員・川島委員・齊藤委員・小野寺委員は、同じく議員控室の廊下側で協議をお願いいたします。
臨時議長	選考委員が決まるまで、暫時休憩します。 (14：17 から 14：20 まで休憩)
臨時議長	休憩を解き再開いたします。事務局より選考委員を報告願います。
事務局長	選考委員を申し上げます。中央幕別は小林委員と佐渡委員、西幕別は中村委員と山口和裕委員、南幕別は佐藤雅典委員と松岡委員、忠類は渡邊委員と長谷川委員、中立委員は萬谷委員です。

臨時議長	それでは、これより議員控室において選考委員会を開催していただきますので、その間、暫時休憩いたします。 (14：25 から 14：35 まで休憩)
臨時議長	休憩を解き再開いたします。選考委員長より、選考結果を報告願います。
選考委員長	選考委員長になりました佐藤雅典です。私から選考結果をご報告いたします。会長には中村委員が適任であるという結果になりました。以上で報告を終わります。
臨時議長	お諮りいたします。ただ今、選考委員長より選考結果の報告がありました。中村委員を会長とすることに、異議ございませんか。 【全員異議なし】
臨時議長	異議なしと認め、中村委員が会長となりました。 これより先は、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となることになっております。これで臨時議長の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長	佐藤悦啓委員、ありがとうございました。 会長は、議長席に移動願います。 会長が決定したので、ここで会長から就任のご挨拶をいただきます。
会長	皆さん、改めまして前回に引き続き会長職をやることになりました。農業委員という仕事は、皆さんのご協力、それから事務局職員の協力がないと成り立ちません。また、私たち農業委員は準公務員でもありますので、農地法など法律に縛られております。何か不安に思ったことは、ぜひ皆さんに相談して、そして進めていっていただきたいと思います。これから3年間、やることは毎年一緒のこともありますし、3年にわたって変わっていくこともありますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
議長	それでは日程第3「会長職務代理者の互選」について議題といたします。 農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会規則第4条の規定により、会長職務代理者の選挙を行います。選挙の方法は会長が指名推薦でしたので、会長職務代理者も選考委員を選んでの指名推薦にいたしたいと思いますが、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしと認め、会長職務代理者の選挙は、選考委員を選んでの指名推薦によることに決定いたします。 お諮りいたします。選考委員は会長を選考した時の委員でよろしいでしょうか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしと認めます。なお、会長職務代理者の選考でありますので、私も選考委員会に出席したほうが良いかと思いますが、いかがでしょうか。
	【全員異議なし】
議長	それでは、私も出席させていただきます。選考委員会の間、暫時休憩いたします。
	(14 : 38 から 14 : 41 まで休憩)
議長	休憩を解き再開いたします。選考委員長より、選考結果をご報告願います。
選考委員長	引き続き選考委員長を務めます、佐藤です。会長職務代理者には松本委員が適任であるという結果になりましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今、選考委員長より選考結果のご報告をいただきました。お諮りいたします。松本委員を会長職務代理者とすることに、ご異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしと認め、松本委員が会長職務代理者となりました。ここで、会長職務代理者に就任のご挨拶をいただきます。
職務代理者	改めまして、松本と申します。今回も中村会長と名コンビということでやらせていただきたいと思います。これから3年間、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは次に、日程第4「議席の決定」について議題といたします。 事務局より説明いたします。
事務局長	議席の決定につきましては、幕別町農業委員会会議規則第7条に、「議席は、あらかじめくじで定める」と規定されております。また、慣例では、会長は最終番、会長職務代理者は最終の一つ前を議席としています。以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局からクジで定める旨を申し上げましたが、慣例により会長は最終番、会長職務代理者は最終の一つ前とすることにご異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	それでは、会長は23番、会長職務代理者は22番とします。 クジは仮議席順に引いて1回で決定するか、あるいはクジを引く順番を決めてから本クジを引くことが考えられますが、どのような方法がよいか、お諮りします。

4 番	1 回で良いと思います。
議長	佐藤委員から 1 回のクジで決定する方法でというご意見がございましたが、異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議がないようですので、クジは仮議席 1 番の席から引いて 1 回で決定します。それでは、仮議席 1 番からクジを引いてください。
議長	抽選が終わりましたので、事務局から議席の報告をします。
事務局長	議席番号 1 番から報告します。1 番佐藤雅典委員、2 番長谷川委員、3 番佐渡委員、4 番川島委員、5 番山口和裕委員、6 番遠藤委員、7 番小林委員、8 番渡邊委員、9 番小野寺委員、10 番土井委員、11 番松田委員、12 番山口真也委員、13 番酒井委員、14 番松岡委員、15 番齊藤委員、16 番和田委員、17 番萬谷委員、18 番佐藤勝則委員、19 番井村委員、20 番平譚委員、21 番佐藤悦啓委員、22 番松本代理、23 番中村会長、以上です。
議長	議席が確定しました。それぞれの議席へ移動していただき、ご着席願います。
議長	議席が確定いたしましたので、幕別町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員に 1 番佐藤雅典、2 番長谷川委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議長	次に、日程第 5 「部会の設置」について議題といたします。 事務局より説明いたします。
事務局長	幕別町農業委員会規則第 8 条の規定により、農地部会、農政部会、畜産部会を置くことができることとなっております。また、各部会の業務につきましては、農地部会は農地法及び農業経営基盤強化促進法など農地業務に関すること。農政部会は農業生産、農業経営、行政に対する建議・要望など農政業務に関すること。畜産部会は酪農、畜産経営等の業務に関することとなっております。以上です。
議長	本町農業委員会には、これまでも事務局より説明がありました 3 部会を設置しています。部会を置くことに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしと認め、部会を設置いたします。部会の所属については、希望申し出により決定したいと思います、ご異議ございませんか。
	【全員異議なし】

議長	部会構成について、事務局より説明いたします。
事務局長	部会につきましては、幕別町農業委員会規則第10条第2項の規定により、「会長及び職務代理者は、部会に出席することができる」となっておりますので、会長及び会長職務代理者は特定の部会に属さない構成となります。従いまして、会長及び会長職務代理者を除く委員21名の構成となり、1部会7名での構成となります。部会の所属につきましては、第1と第2希望を、お配りしております用紙にご記入をお願いいたします。希望が一部に集中した場合、前例では会長、会長職務代理者、事務局において調整し決定しております。それでは希望部会を記入してください。
議長	これより各部会の希望をとりますが、希望が一部に集中した場合、前例同様の調整方法で決める事に異議ありませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしと認め、部会員の調整については、会長、会長職務代理者、事務局とで行うこととさせていただきます。
議長	記入は終わりましたか。それでは用紙を回収いたします。
議長	整理をいたしますので、この間、暫時休憩をいたします。
	(14:55から15:15まで休憩)
議長	休憩を解き再開いたします。事務局より所属部会の報告をいたします。よろしくお願いします。
事務局長	ご報告申し上げます。農地部会は、2番長谷川委員、5番山口和裕委員、11番松田委員、12番山口真也委員、16番和田委員、20番平譚委員、21番佐藤悦啓委員です。続きまして農政部会は、1番佐藤雅典委員、3番佐渡委員、7番小林委員、13番酒井委員、17番萬谷委員、18番佐藤勝則委員、19番井村委員です。畜産部会は、4番川島委員、6番遠藤委員、8番渡邊委員、9番小野寺委員、10番土井委員、14番松岡委員、15番齊藤委員です。
議長	各部会所属委員を事務局長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしと認め、事務局長の報告どおり決定いたします。なお、各部会の部会長、副部会長につきましては、次の広報特別委員と併せて、後ほど部会ごとに協議し決めていただきます。
議長	次に、日程第6「広報特別委員会の設置」について議題といたします。事務局から説明いたします。

事務局長	広報特別委員会は、平成14年8月の総会で決定を経て設置されたものです。広報誌は「農業委員会だより」を年2回、「農年協だより」を年1回発行しており、掲載記事の検討等が主な業務であります。以上でございます。
議長	ただ今、事務局から説明したとおり、広報特別委員会を設置することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	事務局より広報特別委員会の人数の配分について、説明いたします。
事務局長	広報委員は、会長及び会長職務代理者を除く全委員が、1年交代で3年間の任期中に、必ず1人1回は広報委員として務めることになります。広報委員は各部会より、毎年一定人数を選出していただきます。1年目につきましては、農地部会から3名、農政部会から2名、畜産部会から2名の計7名、2年目は農地部会2名、農政部会3名、畜産部会2名の計7名、3年目は農地部会2名、農政部会2名、畜産部会3名の計7名でお願いしたいと考えております。
議長	お諮りします。事務局説明のとおり的人数配分としたいと思いますが、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	それでは部会ごとに分かれ、部会長、副部会長、広報委員を選出していただきます。打ち合わせ場所は、農地部会は隣の3-C会議室で、農政部会は議員控室北側で、畜産部会は同じく議員控室の南側でお願いします。その間、暫時休憩いたします。 (15:23から15:33まで休憩)
議長	休憩を解き再開いたします。各部会の部会長、副部会長、及び広報委員を事務局より報告いたします。
事務局長	報告いたします。農地部会長は21番佐藤悦啓委員、副部会長は5番山口和裕委員。農政部会長は7番小林委員、副部会長は3番佐渡委員。畜産部会長は8番渡邊委員、副部会長は9番小野寺委員であります。広報委員は、令和8年7月から令和9年6月までは、農地部会より2番長谷川委員、5番山口和裕委員、11番松田委員。農政部会より1番佐藤雅典委員、3番佐渡委員。畜産部会より8番渡邊委員、9番小野寺委員。令和9年7月から令和10年6月までは、農地部会より12番山口真也委員、16番和田委員。農政部会より7番小林委員、13番酒井委員、17番萬谷委員。畜産部会より4番川島委員、6番遠藤委員。令和10年7月から令和11年6月までは、農地部会より20番平譚委員、21番佐藤悦啓委員。農政部会より18番佐藤勝則委員、19番井村委員。畜産部会より10番土井委員、14番松岡委員、15番齊藤委員。以上になります。
議長	ただ今、各部会の正副部会長並びに3年間の広報委員が報告されました。報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしと認め、以上のとおり決定いたしました。
議長	次に、日程第7「一般社団法人北海道農業会議普通会員の指名」について議題といたします。 事務局から説明いたします。
事務局長	一般社団法人北海道農業会議定款第6条の規定に基づき、普通会员の指名をお願いします。北海道農業会議の普通会员とは、農業会議を構成するのは、定款第6条第4項で「この法人の目的及び業務に賛同する個人であって次に掲げる者」とされ、第1号で「農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員」と規定されております。本町農業委員会におきましては、慣例として会長を指名する決定をしております。
議長	お諮りいたします。ただ今、事務局の説明のとおり、会長である私が北海道農業会議の普通会员となることで、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしと認め、北海道農業会議普通会员について決定いたしました。
議長	次に、日程第8「担当地区割」について議題といたします。 事務局から説明いたします。
事務局	委員の担当地区割について、ご説明申し上げます。別図の担当地区割（案）をご覧ください。この担当地区割図（案）は、事務局の案としてご提案させていただくもので、この原案をたたき台として、委員の皆さんにご協議をいただければと思います。この原案を作成するにあたり、その基本的な考え方は、1点目としましては、基本的に、皆さんを農業委員として推薦された地区を基に、担当地区とさせていただきます。 2点目は、農協からの団体推薦委員につきましては、各農協管轄の利用調整会議には必ず出席する関係もあり担当地区割から外し、現地調査の輪番に多く出席していただくようにしています。 3点目は、中立委員であります、平成28年の法律改正により配置することになった経緯などを考慮し、さらには町内全域をみる立場にあり農地利用調整会議、現地調査の輪番に多く出席していただくことから、担当地区割から外しています。なお、案件によりましては、担当地域において支障が生じるケースがある場合は、その都度関係する委員で検討・協議をいただき、処理していただくことが望ましいと考えています。 このような基本的な考えで、この原案を作成いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長	お諮りします。事務局から説明がありましたように、農協から推薦のあった委員、中立委員は地区担当委員から外すことにご異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしと認め、農協から推薦のあった委員、中立委員は地区担当委員から外すことにいたします。
議長	次に、日程第9「現地調査委員の輪番制」について議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	現地調査につきましては、総会で審議される申請等があった案件について、毎月1回実施をしており、2人の輪番委員と地区担当委員の計3人で行っております。輪番委員につきましては、これまでどおり2人体制でよろしいかを協議するものです。併せて、日程第8の担当地区割でもご説明しましたが、農協から推薦のあった委員と中立委員には、前期同様、地区を担当する委員よりも回数を多く出席していただくよう考えております。
議長	お諮りします。ただ今、事務局の説明のとおり、地区担当委員と2人の輪番委員が順番に担当することで、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしと認め、現地調査委員の輪番制について決定いたしました。
議長	以上で、本日の総会の日程はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第1回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。ご苦勞様でした。